



**JASDAQ**

平成 26 年 2 月 14 日

各位

会社名 株式会社ネプロジャパン  
代表者名 代表取締役社長 筒井 俊光  
(JASDAQ・コード 9421)  
問合せ先  
役職・氏名 経営企画室長 野澤 創一  
電話 03-6803-3976

### 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、訴訟の提起を受けていますのでお知らせいたします。

なお、訴訟の提起日は、平成 23 年 11 月 18 日ですが、当社が一審に勝訴した後の控訴審において、平成 25 年 11 月 19 日に請求の趣旨変更申し立てがなされたことから、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

平成 23 年 7 月 18 日、当時、当社の持分法適用会社で韓国取引所（KOSDAQ）の上場会社であった株式会社ネプロアイティ（現株式会社ビーツーアイジャパン）（以下、ネプロアイティ）が実施した小額公募増資において申込証拠金が不正出金される事故が発生しましたが、それに関連して、その増資に応じて払い込みをした 32 名（以下、原告）が当社に対して東京地方裁判所に訴訟を提起したものであります。

訴訟は、原告が、平成 23 年 11 月 18 日に、ネプロアイティ代表取締役及び当社に対して申し立て、まず、ネプロアイティ代表取締役に対しては増資払込金のうち未返還となっている金額（約 39 億ウォン）を支払え、一方、当社に対しては、株式会社モバイル&ゲームスタジオ（以下、モバイル&ゲームスタジオ）株式の取得代金に係るネプロアイティへの貸付金との相殺を取り消せ、というものでした。モバイル&ゲームスタジオ株式取得に関しては、平成 23 年 9 月 9 日付「子会社の異動（株式取得）に関するお知らせ」をご参照ください。

平成 25 年 3 月 28 日、原告の上記の請求は東京地方裁判所において棄却されましたが、原告は、それを不服として、平成 25 年 4 月 10 日に東京高等裁判所に控訴しました。

原告の当社に対する請求は、株式売買代金に係る相殺を取り消せという異例な申し立てであり、およそその請求根拠を欠くため、これまで開示を行っておりませんでした。

平成 25 年 11 月 19 日、原告は、従来の上記の申し立ての予備的な請求の趣旨として、モバイル&ゲームスタジオ株式の売買契約を取り消して、その引き渡しを求める請求を追加する申し立てをいたしました。

2. 訴訟を提起した者の概要

ネプロアイティが実施した小額公募増資に応じて払い込みをした 32 名

3. 訴訟内容

上記のとおり

4. 今後の見通し

本件訴訟の帰趨が当社の業績に影響を及ぼす可能性はあるものの、当社は、控訴審において追加された予備的請求についての当社の主張が認められ、控訴が棄却されるものと確信しており、現時点では影響はないものと見込んでおります。今後、開示すべき事実等が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上